

先島避難住民の受入れに係る 初期的な計画の作成について

避難元地域（沖縄県・石垣市）⇔避難先地域（山口県）

留意点

- ※ 1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、**特定の有事を想定したものではありません。**
- ※ 2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。

目次

1 総論…P 5

- (1) 検討における時系列
- (2) 訓練上の条件付与について（前提条件）
- (3) 検討の2段階について
- (4) 割当て設定及び初期的な計画の作成対象について

2 避難先連絡所…P 1 0

- (1) 選定 訓練条件整理等
- (2) KDDI維新ホール
- (3) 避難当日動線・当日中に宿泊施設まで移動
- (4) 避難所到着当日メインホール内・受付及び案内
- (5) 避難その他・健康相談及び物資集積
- (6) 避難所運営～避難後の生活支援等

3 輸送計画…P 1 7

- (1) 石垣市を山口県で受入れる場合の流れの全体イメージ
- (2) 福岡空港到着から博多駅への輸送
- (3) 博多駅から避難先連絡所までの輸送
- (4) 宿泊施設までの移動について

4 宿泊施設…P 2 8

- (1) 条件整理
- (2) 避難住民の宿泊割り振りの流れ
- (3) 避難住民の割り振り要領
- (4) 白保小学校区住民・配宿計画

5 食品の給与及び飲料水の供給について…P 3 3

- (1) 訓練条件整理等
- (2) 訓練計画上の検討結果

6 生活必需品…P 3 6

- (1) 給与又は貸与について
- (2) 給与又は貸与の流れ

7 避難者の健康管理に係る検討事項…P 4 0

- (1) 訓練条件整理等
- (2) 計画上の検討内容

8 通信設備の提供…P 4 3

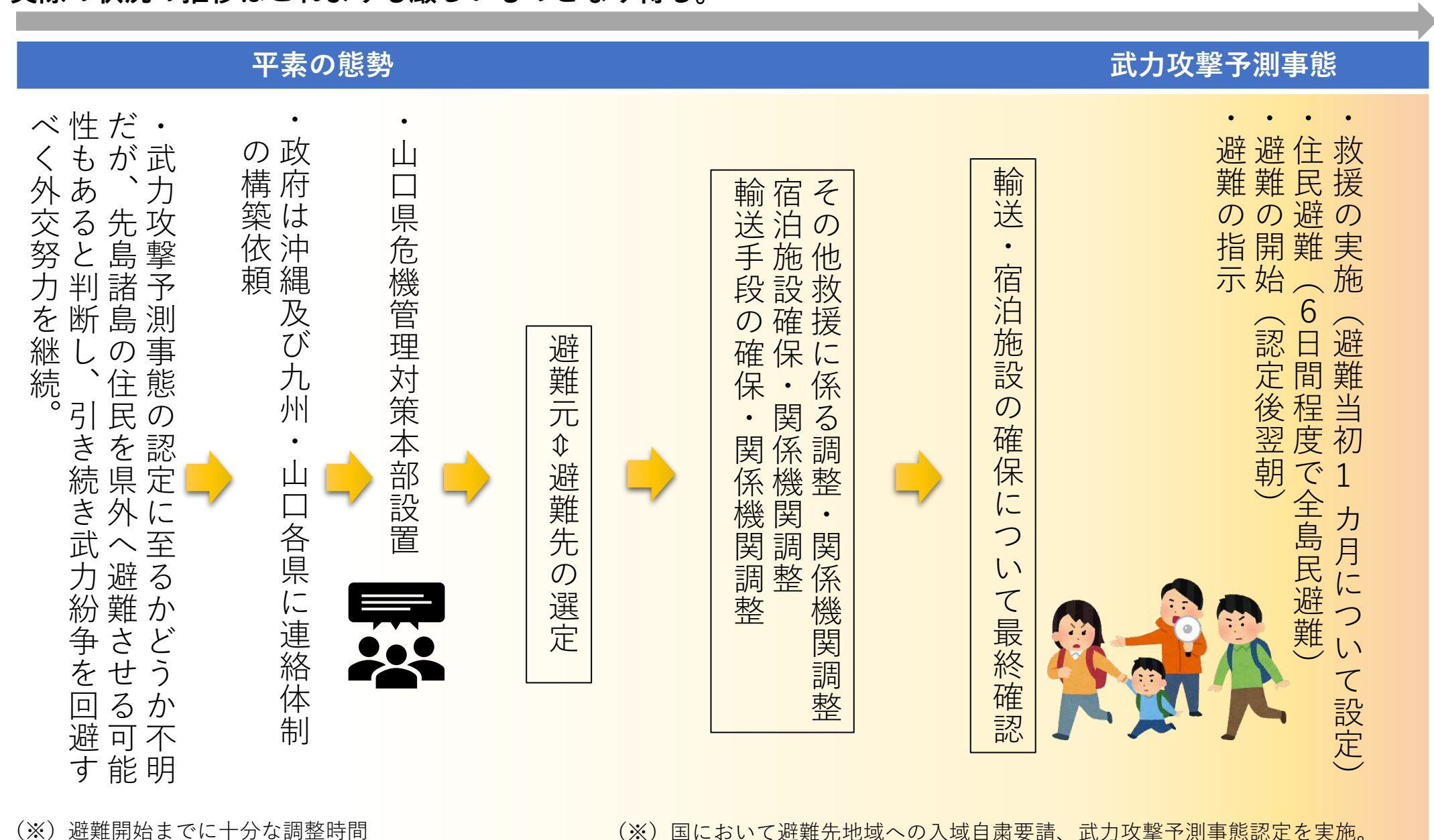
- (1) 電話その他の通信設備の提供

9 参考：山口県国民保護対策本部の組織体制…P 4 5

- (1) 全体図
- (2) 救援事務

1 総論

以下は、今回の検討の前提として、すべての関係者にとって十分に時間が取れる状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得る。



訓練上の条件付与について（前提条件）

1 避難元地域を沖縄県石垣市の一部、避難先地域を山口県に設定

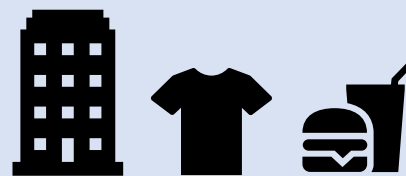
- ▶武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、国民保護法)に基づき対策本部長(内閣総理大臣)は沖縄県の先島諸島を要避難地域、九州・山口各県を避難先地域と設定して避難措置の指示を行う(国民保護法第52条)。
- ▶国民保護法第58条に基づき沖縄県及び山口県は避難住民の受入れについて協議を行い、山口県は避難先地域を決定し、避難先地域管轄の市町長に通知を行う。
- ▶避難元の石垣市の一部について山口県を避難先に設定。
- ▶避難住民は福岡空港を経由し山口県への避難を行う。
- ▶山口県は平時の状態であり、通常どおり社会経済活動が行われている。

2 令和6年度においては避難後1カ月程度の期間について検討

- ▶避難当初1カ月について検討を行う。
- ▶検討は避難住民の一部のコミュニティを選定して行う。
- ▶要配慮者等への対応や避難後1カ月以降の救援等は令和7年度以降の検討。

3 輸送計画及び救援（国民保護法第75条の第1～4号、第7号）の検討

- ▶輸送計画の検討
- ▶第1号 収容施設の供与
- ▶第2号 食品の給与及び飲料水の供給
- ▶第3号 生活必需品の給与及び貸与
- ▶第4号 医療の提供及び助産
- ▶第7号 電話その他の通信設備の提供



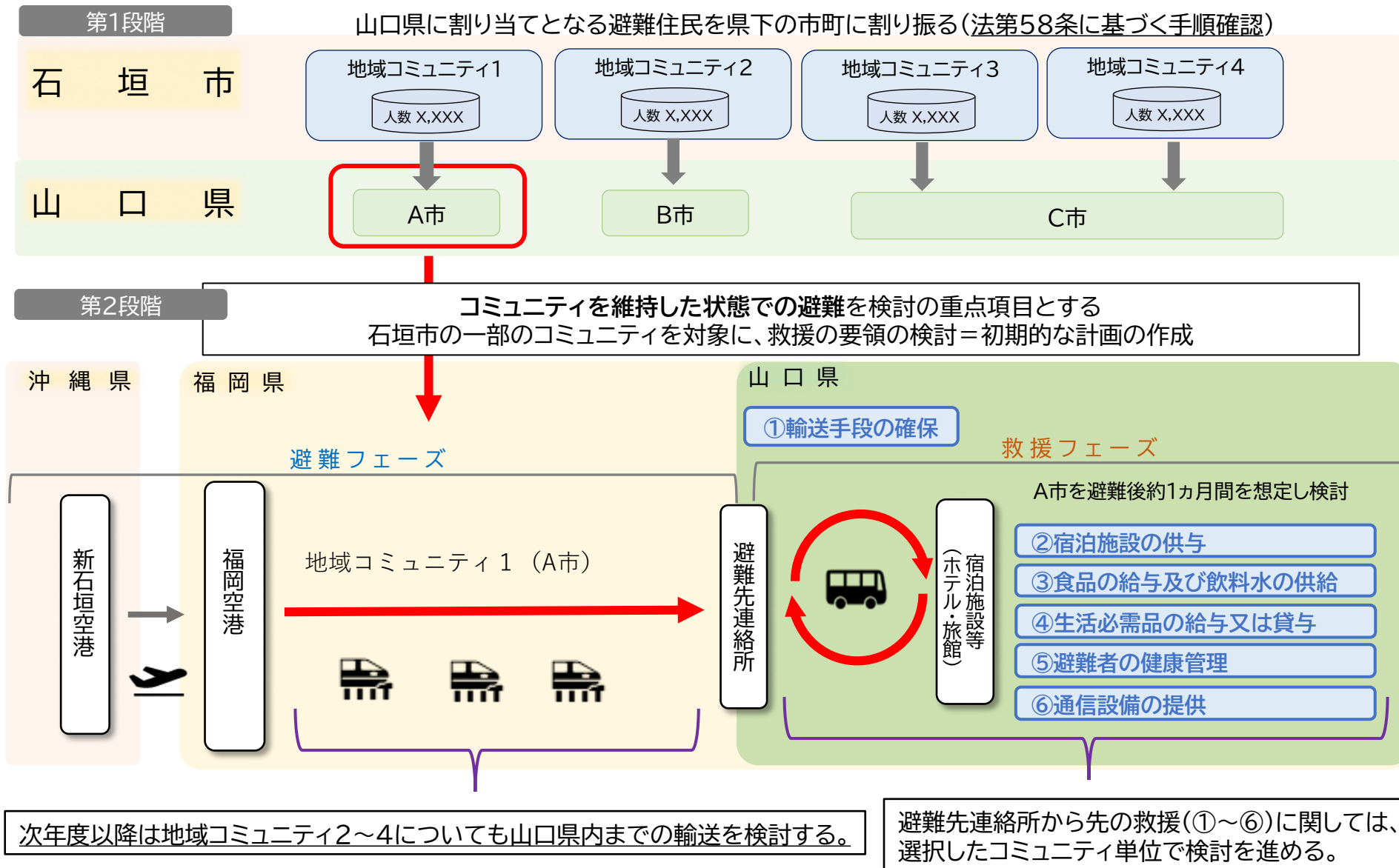
4 福岡空港から山口県内までの輸送力は山口県にて検討

- ▶避難先県である山口県までの輸送手段の確保は避難元である沖縄県が役割を担うところであるが、本訓練では避難先県である山口県にて経由空港到着以後の検討を行うものとし、輸送計画を作成する。
- ▶武力攻撃予測事態認定前に国から入域自粛要請がかかるため、輸送手段は確保可能である見込み。

5 宿泊施設は全室空室で条件設定

- ▶武力攻撃予測事態認定に先立ち、避難先地域（九州・山口）には入域自粛要請がかかる。
- ▶避難先としてはホテル・旅館等の宿泊施設を基本とし、上記要請により宿泊施設は全室が空室となっている前提。

検討の2段階について



割当て設定及び初期的な計画の作成対象について

考え方

- 当該訓練上の設定において山口県で受け入れる住民は**石垣市住民の約12,600人**。
 - 石垣市約12,600人を**山口県内の市町に割当て**を行う。（法58条に基づく手順の確認）
 - 当該訓練では福岡空港を經由して避難を行うことから**迅速な避難**のために県中西部にて受け入れの設定を行う。

検討の第1段階

- 上記のうち、1,000人以上のコミュニティの一部を対象に**初期的な計画を作成。**
- 初期的な計画では避難後の約1カ月の期間救援を行うとして検討。
- 初期的な計画の作成対象は人数規模を考慮して**石垣市白保小学校区（1,573人）を設定。**
- 白保小学校区の受入れ先については今後の検討のための連携面を考慮して県庁所在地である**山口市を設定。**
- 初期的な計画対象に選んだ地区は**次年度以降は避難後1カ月以降についても検討していく（深掘り）。**

検討の第2段階

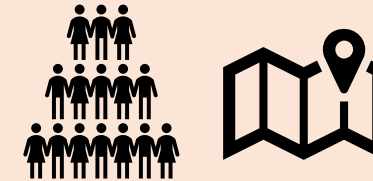
小学校区	人口(人)	受入れ市単位(人)		設定市
石垣小	6,006	6,006	→	下関市
宮良小	1,751	2,129	→	宇部市
川原小	272			
大本小	106			
富野小	189	2,343	→	山口市
名蔵小	459			
白保小	1,573			
崎枝小	122			
伊野田小	429	1,193	→	防府市
平久保小	113			
明石小	266			
野底小	385			
吉原小	262	940	→	山陽小 野田市
川平小	678			
合計		12,611		



2 避難先連絡所

考え方

- 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を備えることを想定した拠点を選定＝避難先連絡所
 - ・ 避難住民の受入窓口（到着グループの受付、健康状態の確認等）。
 - ・ 避難先施設（ホテル・旅館等）への輸送までの一時的な滞在先。
 - ・ 避難元自治体の役場機能の一時的な移転先。
 - ・ 避難住民の生活サポートのための情報・物資集約拠点。



初期的な計画における検討

山口県の整理

- 福岡空港に到着した石垣市の避難住民の移動経路として適切であること。
- 宿泊施設（新山口駅周辺・湯田地区）へのアクセスが容易であること。
- 宿泊施設への輸送までの滞在を想定し一定のスペースを備えること。
- 宿泊施設への当日中の輸送を可能とすること。
- 物資集積のスペースを有すること。
- 避難元自治体の役場機能の移転先として適切であること（スペース・設備）。
- 避難住民の生活支援等を行っていくうえで適切な立地であること。



KDDI維新ホール外観

➡ **【KDDI維新ホール】を設定**

到着からのプロセス

到着

- ・ 新山口駅到着
- ・ 徒歩でKDDI維新ホールへ

受付

- ・ メインホールにて受付
- ・ 宿泊先等案内・待機
- ・ 健康相談（希望者）

出発

- ・ 事前の配宿計画に基づき宿泊施設へ移動
- ・ 宿泊地区によりバスor徒歩（徒歩数分圏内）

避難先連絡所（2 / 6）KDDI維新ホール

KDDI維新ホール外観



メインホール



名 称：K D D I 維新ホール
建築構造：地上4階
延べ面積：22,910㎡
総収容人数：約2,600人
ホール収容人数：2,000人
ホール総面積：1,190㎡（座席収納時）
会議室数：12室
最大の会議室面積：265㎡
最大の会議室収容人数：294人
アクセス：新山口駅から徒歩3分（直結）

KDDI維新ホール外観



会議室



周辺地図



受入に関する調整項目

① 職員等の配置体制

→ 石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員とともに避難先連絡所運営。
※避難元自治体と避難先自治体との役割分担、人数配置等の調整は必要となる。

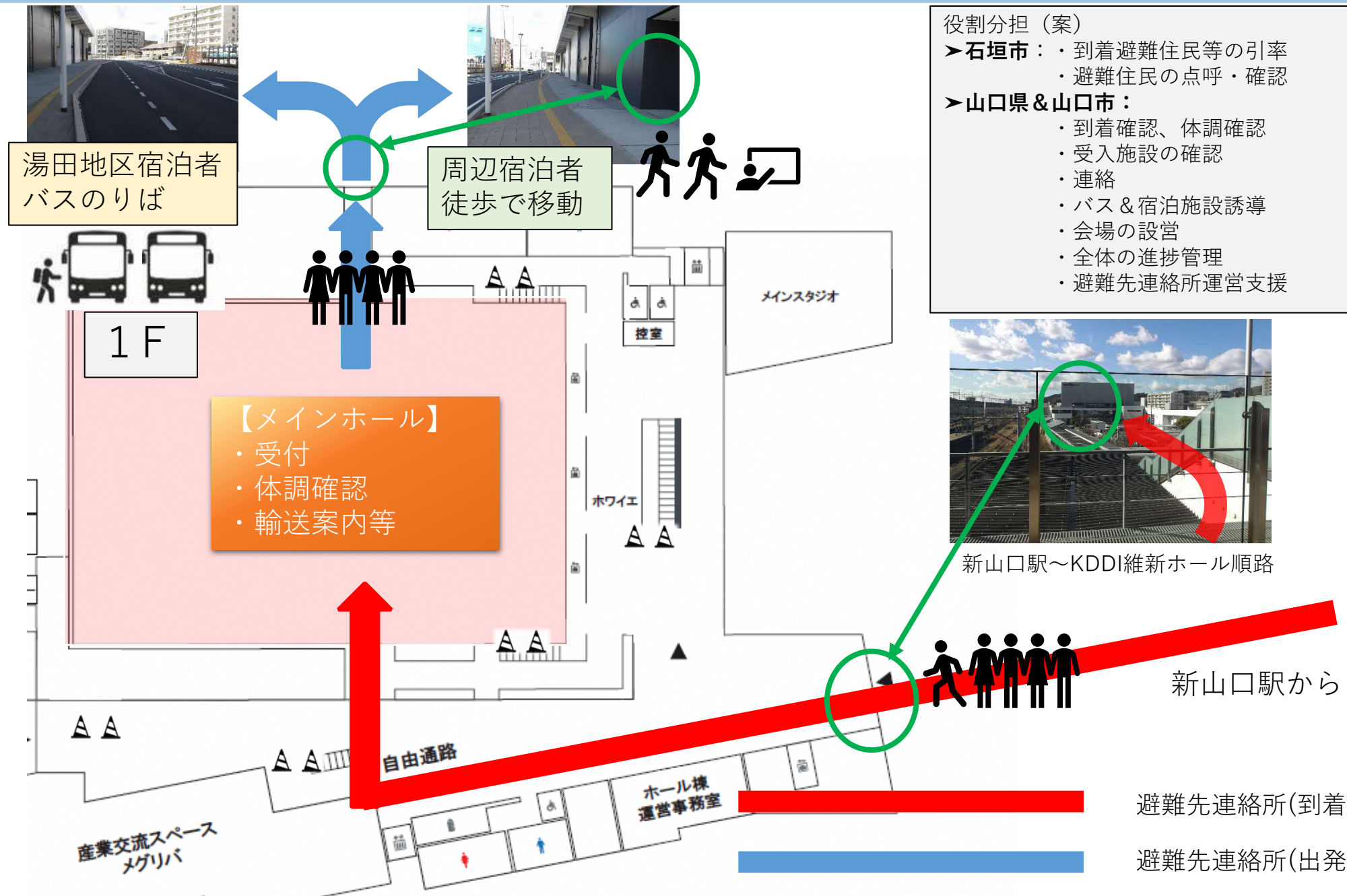
② 石垣市行政機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備

→ 2階会議室（204A・204B会議室）を石垣市役所の臨時移転場所とする。
山口県において通信環境等の整備を支援。

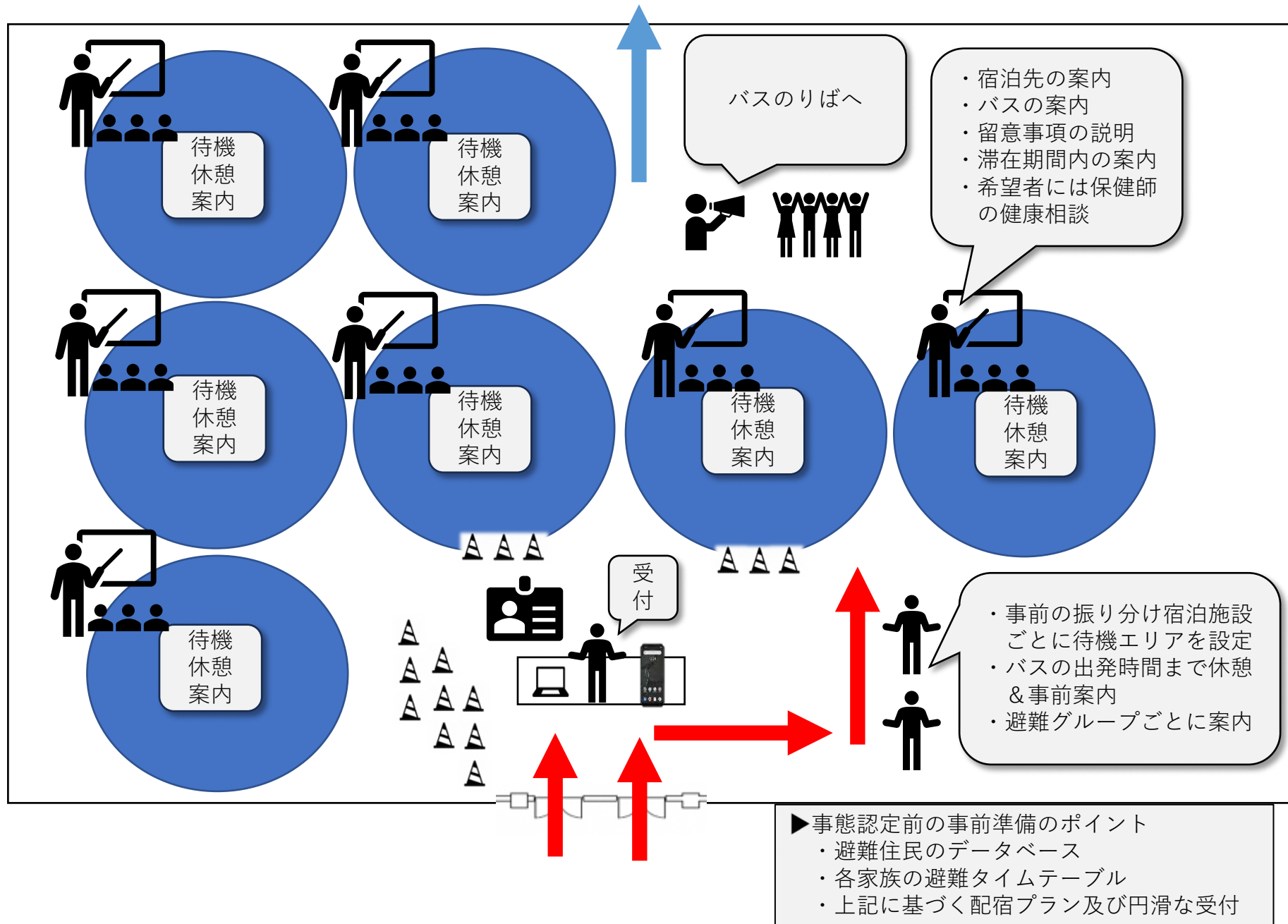
③ 各受入施設への輸送手段及び誘導方法

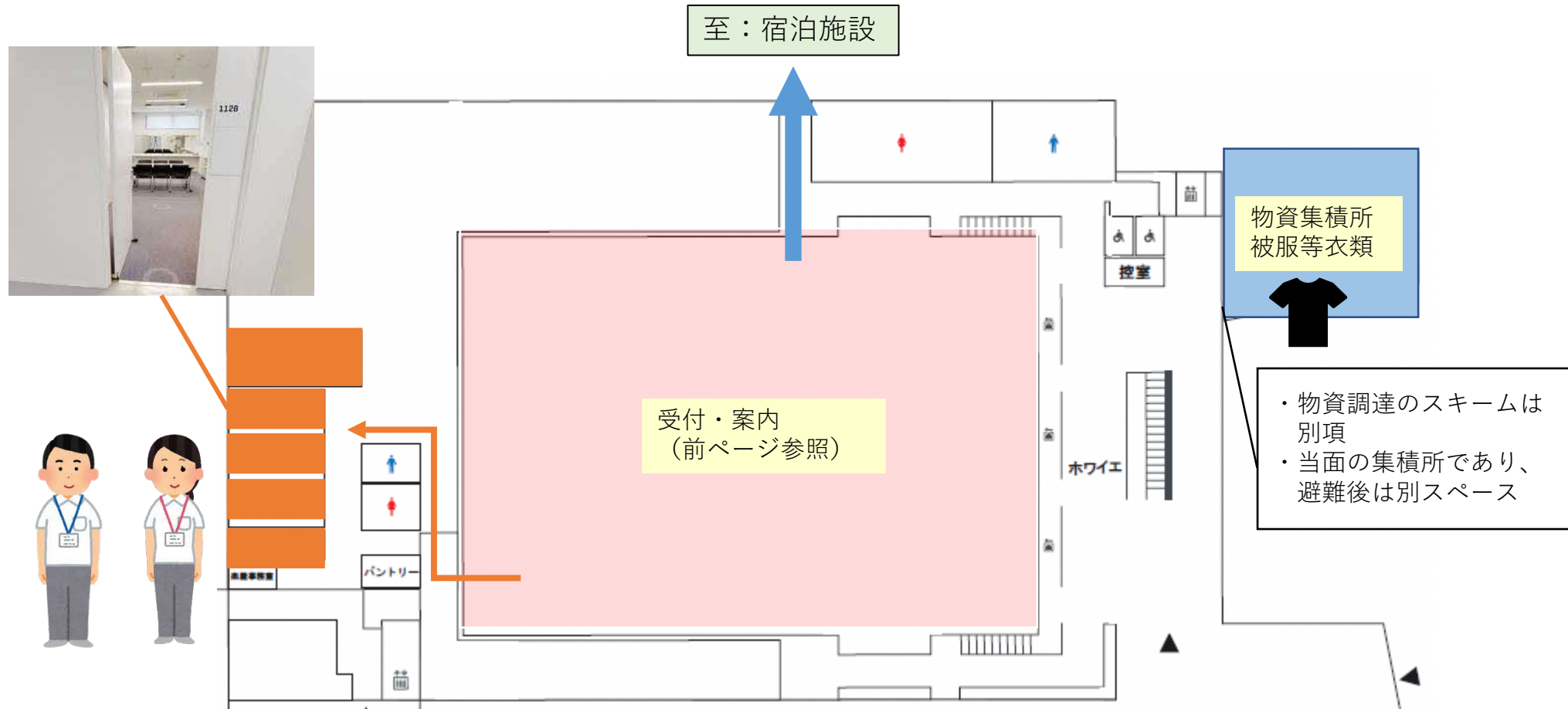
→ KDDI維新ホールを出発場所として、宿泊施設への輸送バスを運行。

避難先連絡所（3 / 6）避難当日動線・当日中に宿泊施設まで移動



避難先連絡所（４／６）避難所到着当日メインホール内・受付及び案内





避難時における健康相談

- ・県保健師により希望者に健康相談を行う
- ・希望者の有無は受付後の待機中や宿泊先案内時に募る
- ・メインホールからつながる楽屋を5部屋使用
- ・体調不良者以外は受付及び待機後に宿泊施設に当日中に移動
- ・避難後の健康相談については別項（「避難者の健康管理に係る検討事項」）

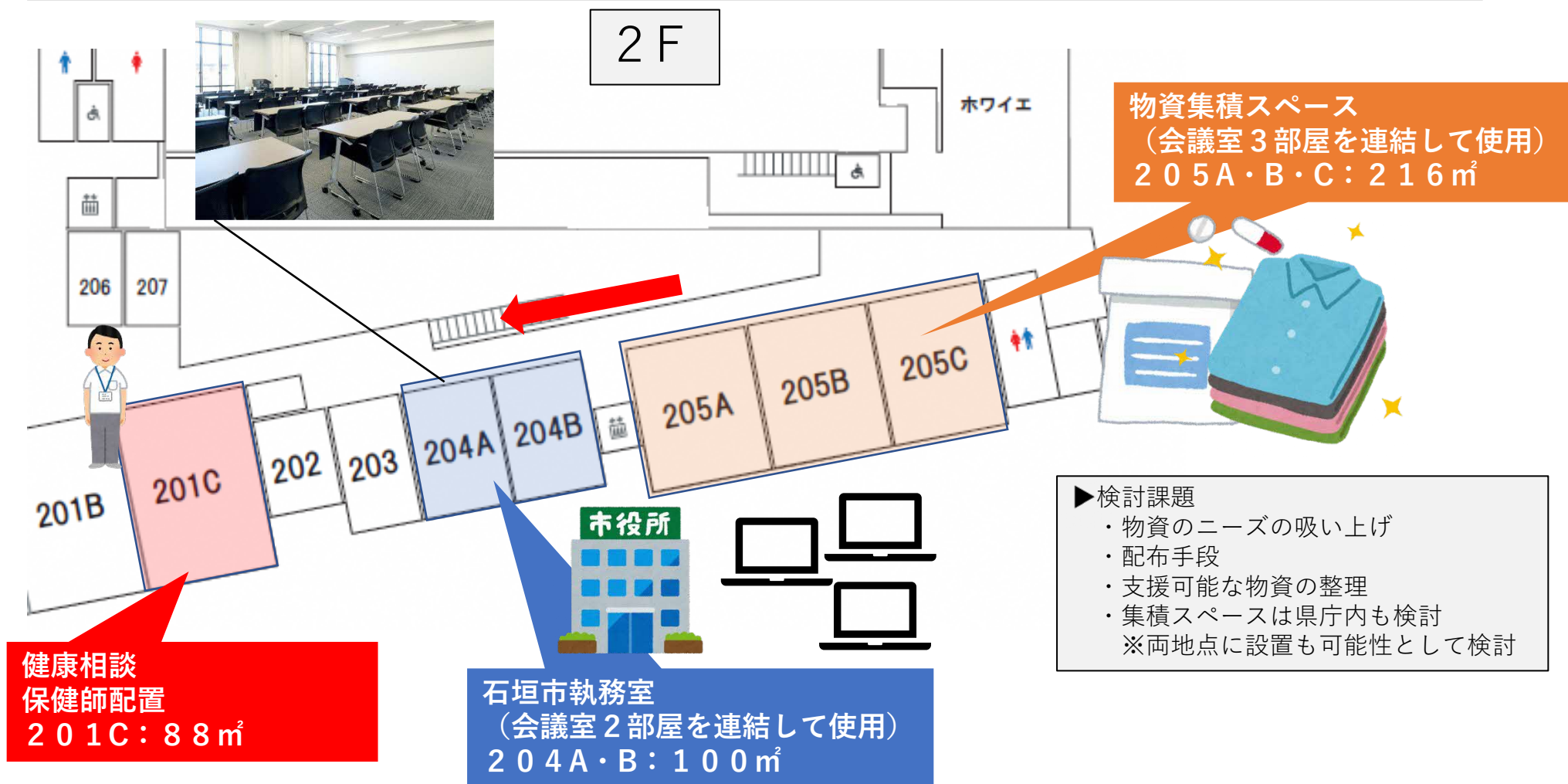
避難先連絡所（6 / 6）避難所運営～避難後の生活支援等

石垣市行政機能の移転に係る調整事項等

○石垣市職員の執務執行の環境整備（通信環境含む）

【今後の整理課題】

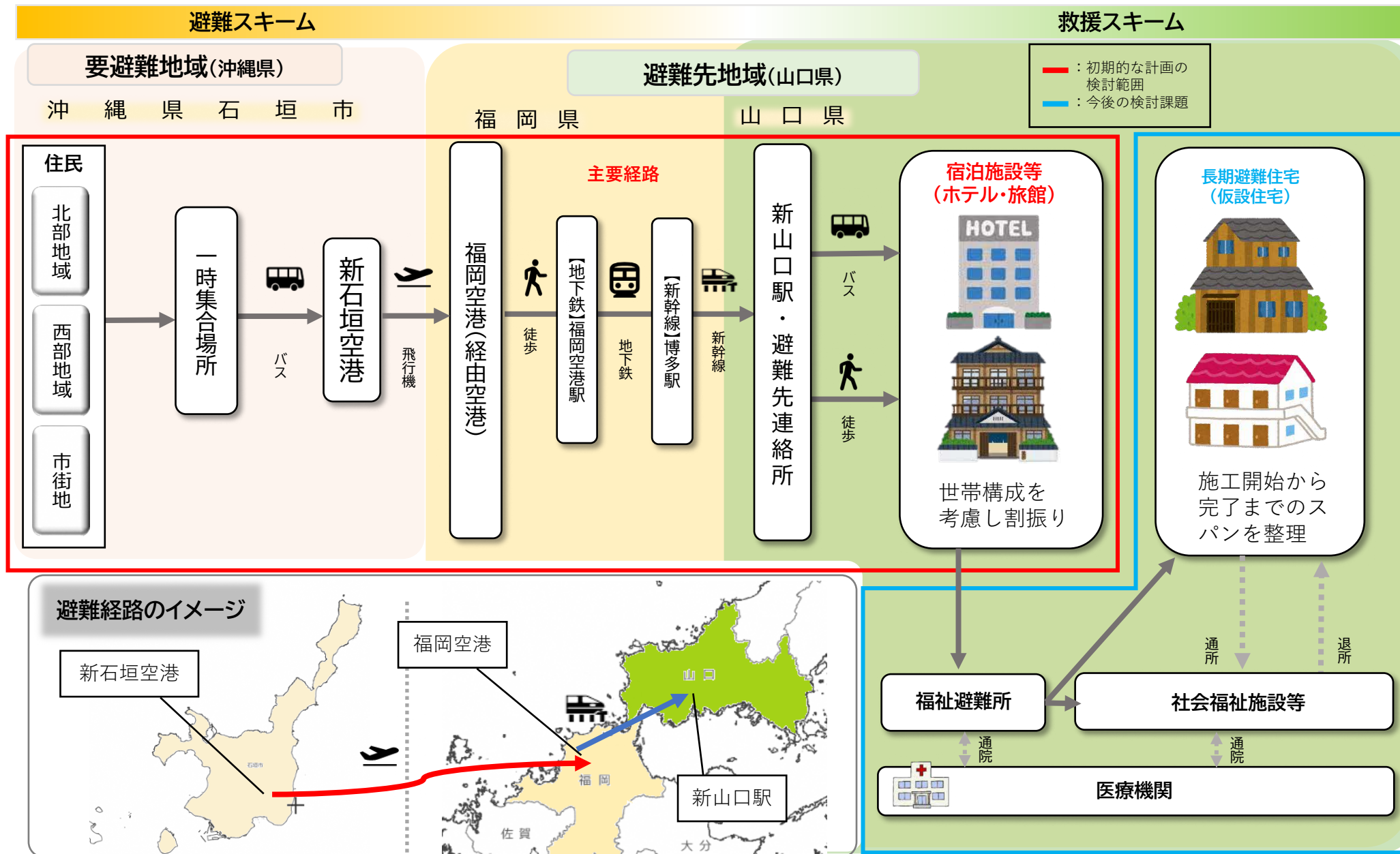
- ①避難先で行う行政機能の範囲（避難元市役所が想定する行政サービスのニーズの吸い上げ）
②石垣市の配置職員（①の内容による変動要素）
③必要となる備品（①、②の内容による変動要素）



3 輸送計画

石垣市を山口県で受入れる場合の流れの全体イメージ

沖縄県石垣市（人口約12,600名）が、山口県に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ



【輸送計画】福岡空港到着から博多駅への輸送（1 / 3）フライトスケジュール

【条件整理】

- 山口県へ避難する住民は**1日あたり2,000人強で分散**して到着（6日間にわけて避難を完了）。
- タイムテーブルは今後変更の可能性あり。
- 搭乗人数は335人の便と165便の2パターンで1日あたり6 or 8便で順次到着。
- 他県が受入れ先となっている避難住民は別便となるため**便や時間の重複・輻輳はない**。
- 福岡空港から新山口駅間の引率は石垣市職員が担い、受入れ先県である山口県がサポートを行う。
- **要配慮者については次年度以降の検討要素**。
- 避難開始前に**入域自粛要請**がかかるため座席の確保は問題とならない（キャパシティを考慮する）。
- **訓練上の設定**であり必要な手順や論点を確認するための整理（**便の確保が将来的に約束されたわけではない**）。

1日目・4・5・6日目

2170人/日

便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	福岡着	避難先
6-1	ANA788	335	新石垣	9:05	→	11:05	山口
5-1	ANA738	165	新石垣	9:30	→	11:30	山口
6-2	ANA788	335	新石垣	10:25	→	12:25	山口
5-2	ANA738	165	新石垣	10:50	→	12:50	山口
6-3	ANA788	335	新石垣	11:45	→	13:45	山口
5-3	ANA738	165	新石垣	12:10	→	14:10	山口
6-4	ANA788	335	新石垣	13:05	→	15:05	山口
6-5	ANA788	335	新石垣	14:25	→	16:25	山口

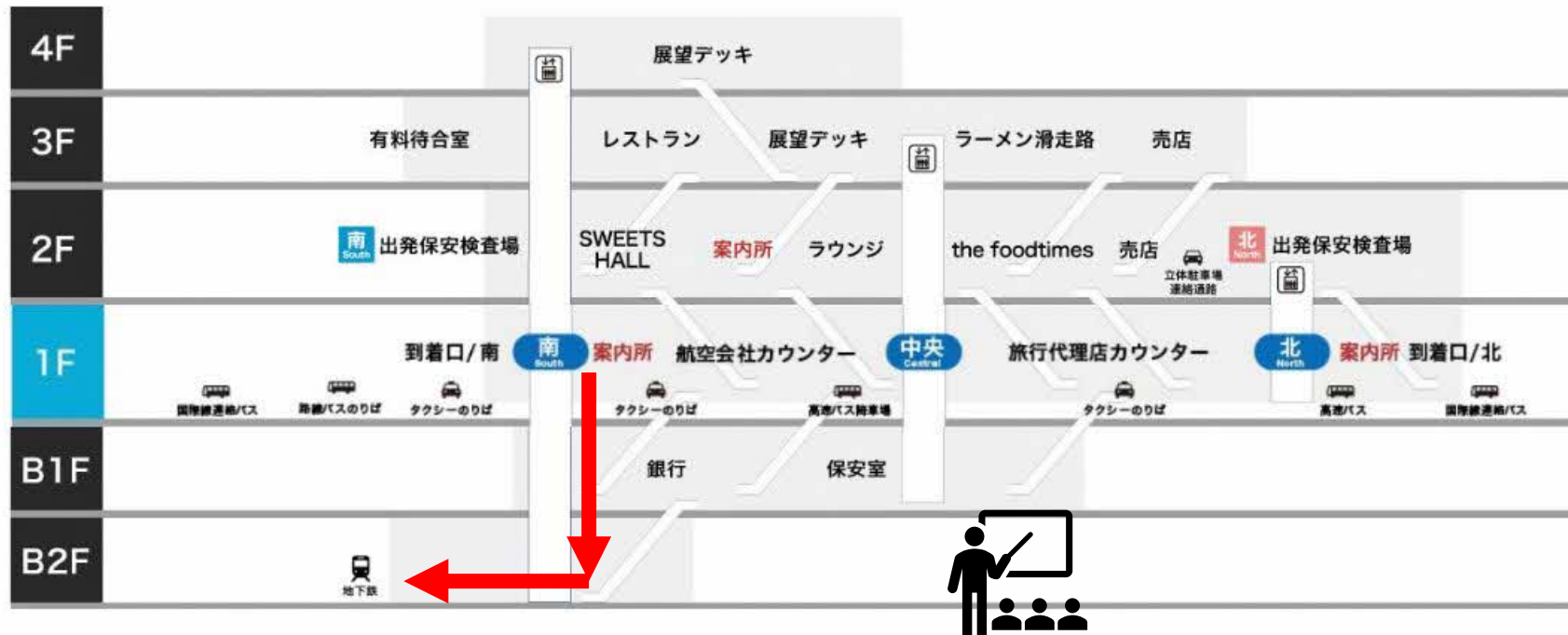
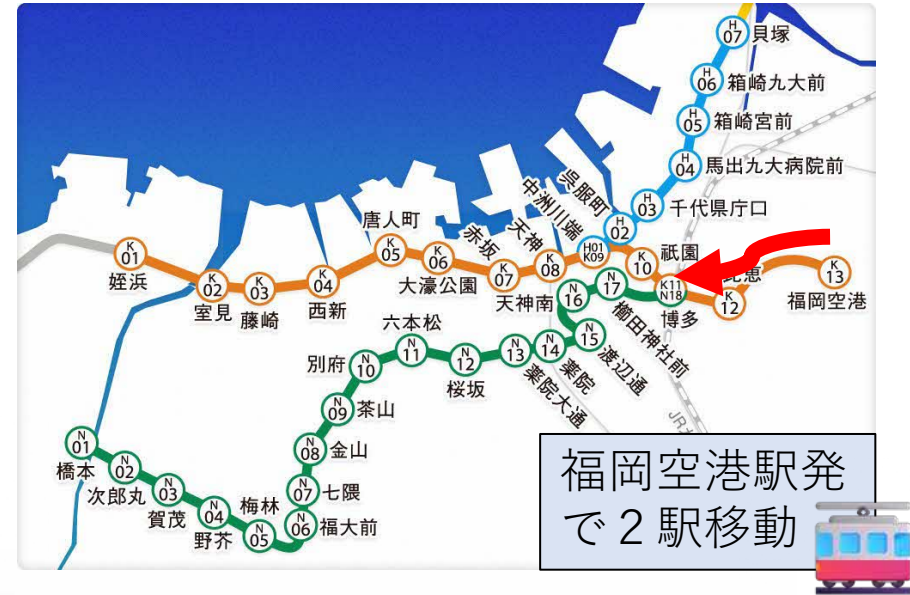
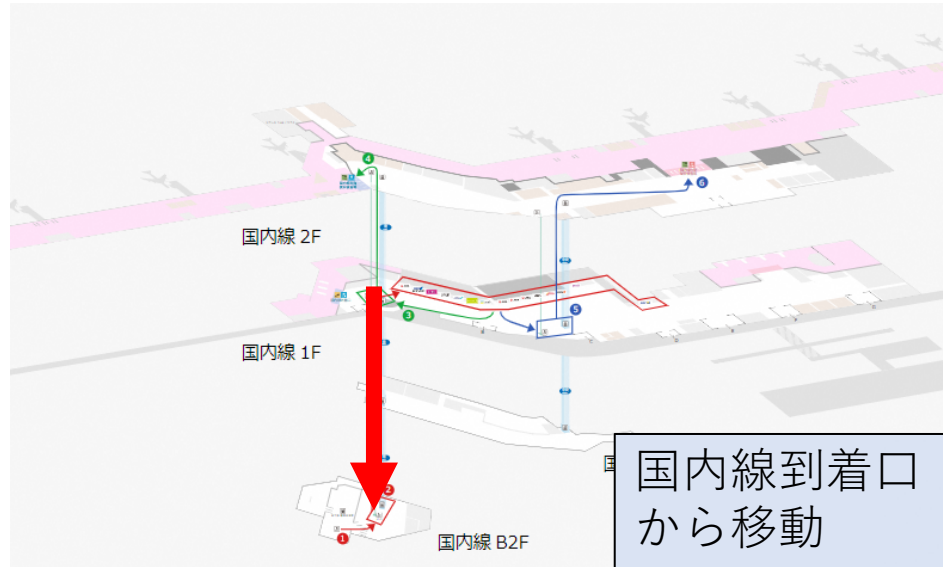
2・3日目

2010人/日

便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	福岡着	避難先
6-1	ANA788	335	新石垣	9:05	→	11:05	山口
6-2	ANA788	335	新石垣	10:25	→	12:25	山口
6-3	ANA788	335	新石垣	11:45	→	13:45	山口
6-4	ANA788	335	新石垣	13:05	→	15:05	山口
6-5	ANA788	335	新石垣	14:25	→	16:25	山口
6-6	ANA788	335	新石垣	15:45	→	17:45	山口



【輸送計画】福岡空港到着から博多駅への輸送（2 / 3） 空港着から地下鉄の動線



【輸送計画】福岡空港到着から博多駅への輸送（3 / 3）車両搭乗想定

【条件整理】

- 1便の搭乗者335人のAパターンと165人のBパターンで想定。
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が切符を手配。
- 1両の定員は135人～146人で想定し、乗車率130%までを容認。
- Aパターンでは2両使用、Bパターンでは1両使用の設定。
- 約7分間隔で運行される**通常便**での対応。

空港線：設備・規格

項目		内容
車両 [1000N系] [2000系] [2000N系]	保有車両	144両（1編成6両、24編成…全車冷暖房）
	車両寸法	長さ 約20m、幅 約2.8m、高さ 約4.1m
	定員（1編成）	854人（先頭車135人、中間車146人）
駅構内	駅舎	エスカレーター（全駅） エレベーター（全駅） 駅冷房（全館）（5駅…西新、天神、中洲川端、博多、福岡空港） 駅冷房(局所)(14駅…西新、天神、中洲川端、博多、福岡空港を除く駅)
	駅務機器	券売機・精算機・改札機（全駅） 係員定期券発行機（5駅…姪浜、西新、天神、博多、貝塚の定期券うりば）

【輸送計画】博多駅から避難先連絡所までの輸送（1/2）新幹線乗車プラン

【条件整理】

- 山口県へ避難する住民は1日あたり2,000人強で分散して到着（6日間に分けて避難完了）。
- タイムテーブルは今後変更の可能性あり。
- 飛行機の搭乗人数は335人の便と165人の便の2パターンで、1日あたり6～8便で順次到着。
- 他県が受入れ先となっている避難住民は別便での福岡空港到着（便や時間の重複・輻輳はない）。
- 福岡空港から新山口駅間の引率は石垣市職員が担い、受入れ先県である山口県がサポートを行う（要調整）。
- 避難開始時に**入域自粛要請がかかるため席の確保については訓練上は問題としない設定。**
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が切符を手配。
- 福岡空港・博多駅間は地下鉄（通常便）を利用し新幹線乗車準備までの時間を1hに設定。
- **【留意点】**訓練上の設定であり必要な手順や論点を確認するための整理であって、**座席の確保を確約したものでも今後の類似検討での個別調整を排除するものでもない。**

1日目・4・5・6日目

2170人/日

2・3日目

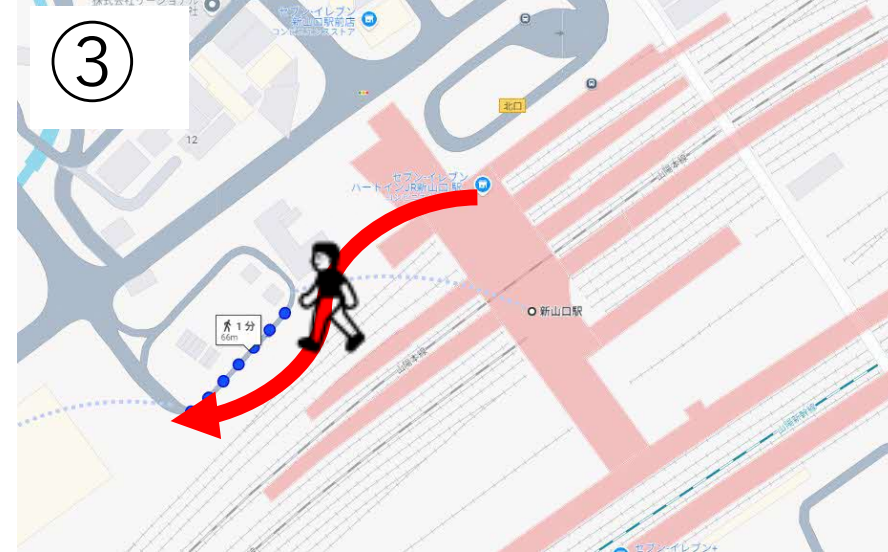
2010人/日

	機体	人数	福岡着	→	博多着後 新幹線 乗車可能時刻	新幹線発	新山口 駅着
1-1	ANA788	335	11:05	→	12:05	12:36	13:10
1-2	ANA738	165	11:30	→	12:30	12:54	13:45
1-3	ANA788	335	12:25	→	13:25	13:36	14:10
1-4	ANA738	165	12:50	→	13:50	13:54	14:45
1-5	ANA788	335	13:45	→	14:45	14:54	15:45
1-6	ANA738	165	14:10	→	15:10	15:36	16:10
1-7	ANA788	335	15:05	→	16:05	16:36	17:10
1-8	ANA788	335	16:25	→	17:25	17:36	18:10

	機体	人数	福岡着	→	博多着後 新幹線 乗車可能時刻	新幹線発	新山口 駅着
2-1	ANA788	335	11:05	→	12:05	12:36	13:10
2-2	ANA788	335	12:25	→	13:25	13:36	14:10
2-3	ANA788	335	13:45	→	14:45	14:54	15:45
2-4	ANA788	335	15:05	→	16:05	16:36	17:10
2-5	ANA788	335	16:25	→	17:25	17:36	18:10
2-6	ANA788	335	17:45	→	18:45	18:53	19:45

想定輸送力(博多～新山口)：新幹線 8両：約500名
16両：約1,300名
座席の確保：入域自粛要請のため空席想定
【J R西日本2024年10月18日発表の改正ダイヤに準拠】

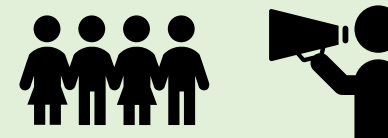
【輸送計画】博多駅から避難先連絡所までの輸送（2 / 2）新山口駅～避難先連絡所



新幹線ホームから南北自由通路を通り北口へ

【避難先連絡所まで&宿泊施設まで（案）】

- 新山口駅に隣接する避難先連絡所に徒歩で移動。
- 新幹線ホームからは石垣市引率職員と現地職員による引率を行う。
- 避難先連絡所で受け付けを行い、待機。
- 貸切バスもしくは徒歩で宿泊先に移動。
- 山口県職員or山口市職員が引率。
- 徒歩グループも同様に1組/1名の職員が引率。



宿泊施設までの移動について（1/4）条件整理

考え方

- 少人数世帯と多人数世帯で宿泊施設割り振り
- 新山口地区（ビジネスホテルタイプ）： 4 1 0 人→避難先連絡所から徒歩で移動
- 湯田地区（旅館タイプ）： 1, 1 6 3 人→避難先連絡所から湯田地区まで貸切バスで移動

山口県の整理



避難先連絡所（KDDI維新ホール）



新山口駅周辺の
宿泊施設に移動
4 1 0 人／1, 5 7 3 人



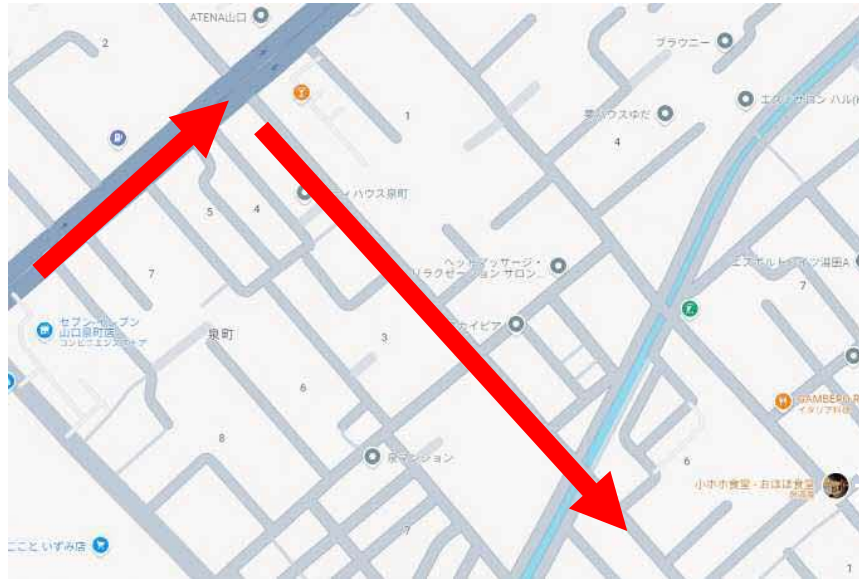
湯田地区の
宿泊施設に移動
1, 1 6 3 人／1, 5 7 3 人



KDDI維新ホールバス乗り場
※ 2 台待機可能

湯田地区にバス到着地点を設定
※ 設定地点から宿泊施設まで移動

宿泊施設までの移動について（2/4）バス到着指定地



9号線経由で
KDDI維新ホール→指定駐車場
所用時間：約30分

駐車場→指定宿泊先（徒歩圏内）

宿泊施設までの移動について（3/4）バス輸送対象

考え方

- 初期的な計画作成対象である白保小学校区の避難住民は1, 573人。
- コミュニティで固まって避難を行う前提であることから**1日で避難するものと設定**。
- 1, 573人のうち、バスを利用して宿泊施設に移動する人数は1,163人
- 国は避難措置の指示と併せて**避難先地域への入域の自粛要請**をかける。
- 入域自粛要請のため、県内事業者が保有するバス及び運転手は確保できると設定。
- 入域自粛要請に係るキャンセル料についてこの度の訓練上の検討の俎上には載せない。
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が事業者と調整して手配。
- 上記基準は訓練上の設定であり、**バス及び運転手の確保が将来的に約束されたわけではない**。

白保小学校区(1,573名)

No	機体	人数	新山口 駅着	→	避難先連 絡所着	受付 休憩	出発 可能時間	移動 手段
1	ANA788	335	13:10	→	13:20	→	14:25	バス
2	ANA738	165	13:45	→	13:55	→	14:55	半数バス & 徒歩
3	ANA788	335	14:10	→	14:20	→	15:20	バス
4	ANA738	158	14:45	→	14:55	→	15:55	半数バス & 徒歩
5	ANA788	335	15:45	→	15:55	→	16:55	バス
6	ANA738	165	16:10	→	16:20	→	17:20	徒歩
1-7	ANA788	80	17:10	→	17:20	→	18:20	徒歩

- ・ 奇数便を巡回バス 8 台で輸送
- ・ 3 セットで巡回
- ・ 貸切バスの連続運転時間は 2 時間まで
- ・ 1 セットごとに 15 分の休憩時間を設ける

1,163 名を貸切バスにより
湯田地区に輸送



50人/台



延べ24台

8台を3セットで巡回

宿泊施設までの移動について（4/4）バス運用について



※奇数便と偶数便の半数がバス輸送対象
それぞれの便を8台の大型バスで宿泊施設近辺まで輸送

No	機体	人数	新山口 駅着	→	避難先連 絡所着	受付 休憩	出発 可能時間	移動 手段
1	ANA788	335	13:10	→	13:20	→	14:20	バス
2	ANA738	165	13:45	→	13:55	→	14:55	半数バス & 徒歩
3	ANA788	335	14:10	→	14:20	→	15:20	バス
4	ANA738	165	14:45	→	14:55	→	15:55	半数バス & 徒歩
5	ANA788	325	15:45	→	15:55	→	16:55	バス

	出発時間	到着時間	帰着時間	次便(休憩後)
バスA	14:25	15:00	15:30	15 : 50
バスB	14:25	15:00	15:30	15 : 50
バスC	14:35	15:10	15:40	16 : 00
バスD	14:35	15:10	15:40	16 : 00
バスE	14:45	15:20	15:50	16 : 10
バスF	14:45	15:20	15:50	16 : 10
バスG	14:55	15:35	16:00	16 : 20
バスH	14:55	15:35	16:00	16 : 20

バスの運行 1 セットのタイムテーブル
上記のテーブルにて 5 便の最終は19時前に出発可能

4 宿泊施設

宿泊施設の供与について（1/4）条件整理

考え方

- **ホテル・旅館での受入れを基本とする。**（ホテル・旅館での受入れが困難な場合は公営住宅や公務員宿舎を活用）
- 初期的な計画における**受入れ検討の対象期間は避難当初の1カ月間。**
- 国は避難措置の指示に先立ち、**避難先地域への入域の自粛要請**をかける。
- **入域自粛要請に伴い全室空室（空室率100%）**が前提条件。
- 空室率100%であると同時にキャンセル料についてもこの度の訓練上の検討の俎上には載せない。
- 一人当たりの宿泊費の支弁は特別基準を適用可能とする。
- 上記基準は訓練上の設定であり、これらの**宿泊施設の確保が将来的に約束されたわけではない。**
- **施設及び部屋の割り振り**については、避難生活への影響を最小限とするため、**地区／家族単位などの維持を考慮。**
- 避難住民には未就学児や高齢者等を含むが、**年齢構成の考慮や要配慮者対応は次年度以降に検討。**

初期的な計画における検討

山口県の整理

< 白保小学校区住民1, 573名の受入施設の確保について >

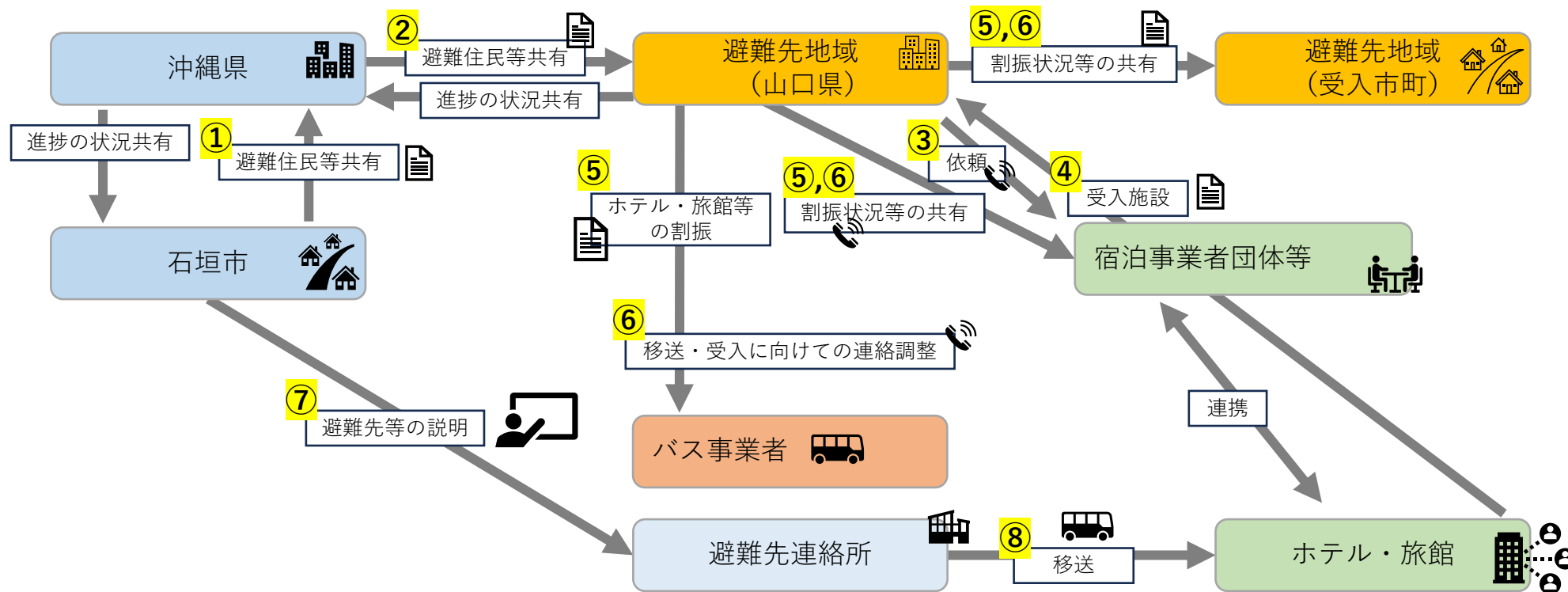
- 施設の割り振りは山口県が行う。
- 当該訓練の取組みへの協力依頼に応じていただいた関係事業者をベースに割り振りを行う。
- 今年度の基礎データである世帯ごとの人数（沖縄県提供）を宿泊施設に割り振りを行う。

石垣市・白保小校区の世帯構成								計
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	
世帯数	364	214	83	52	32	18	8	771
世帯ごとの人数	364	428	249	208	160	108	56	1,573

宿泊施設の供与について（2/4）避難住民の宿泊割り振りの流れ

避難検討から始まる調整の流れ

- ① 要避難地域の石垣市は、避難住民等の人数や世帯構成について沖縄県に共有する。
- ② 要避難地域の沖縄県は、石垣市の人数をとりまとめ、山口県へ情報を共有する。
- ③ 山口県は、宿泊関係事業者へ受入施設のとりまとめ及びリストの提供を依頼する。
- ④ 宿泊関係事業者は、ホテル・旅館のリストを依頼を受けた県に提供する。
- ⑤ 山口県は、管内市、宿泊関係事業者と交渉し受入れ可能な収容数の確保に努める。
避難住民のホテル・旅館への割り振りを行い関係事業者及び受入市町に割振状況を提供する。
- ⑥ 山口県は、移送・受入に向けてバス会社及びホテル・旅館、石垣市（避難元）と山口市（避難先）と連絡調整を行う。
- ⑦ 要避難地域の市は、避難住民等に対して、避難先連絡所又は避難所等において避難先・生活支援などの説明を行う。
- ⑧ バス事業者と交渉の上決定された輸送計画に基づいて移送を行う。



宿泊施設の供与について（3/4）避難住民の割り振り要領（概要）

○受入に必要な宿泊施設⇒ 1, 5 7 3 人の受入れ※当該訓練においては全室空室想定

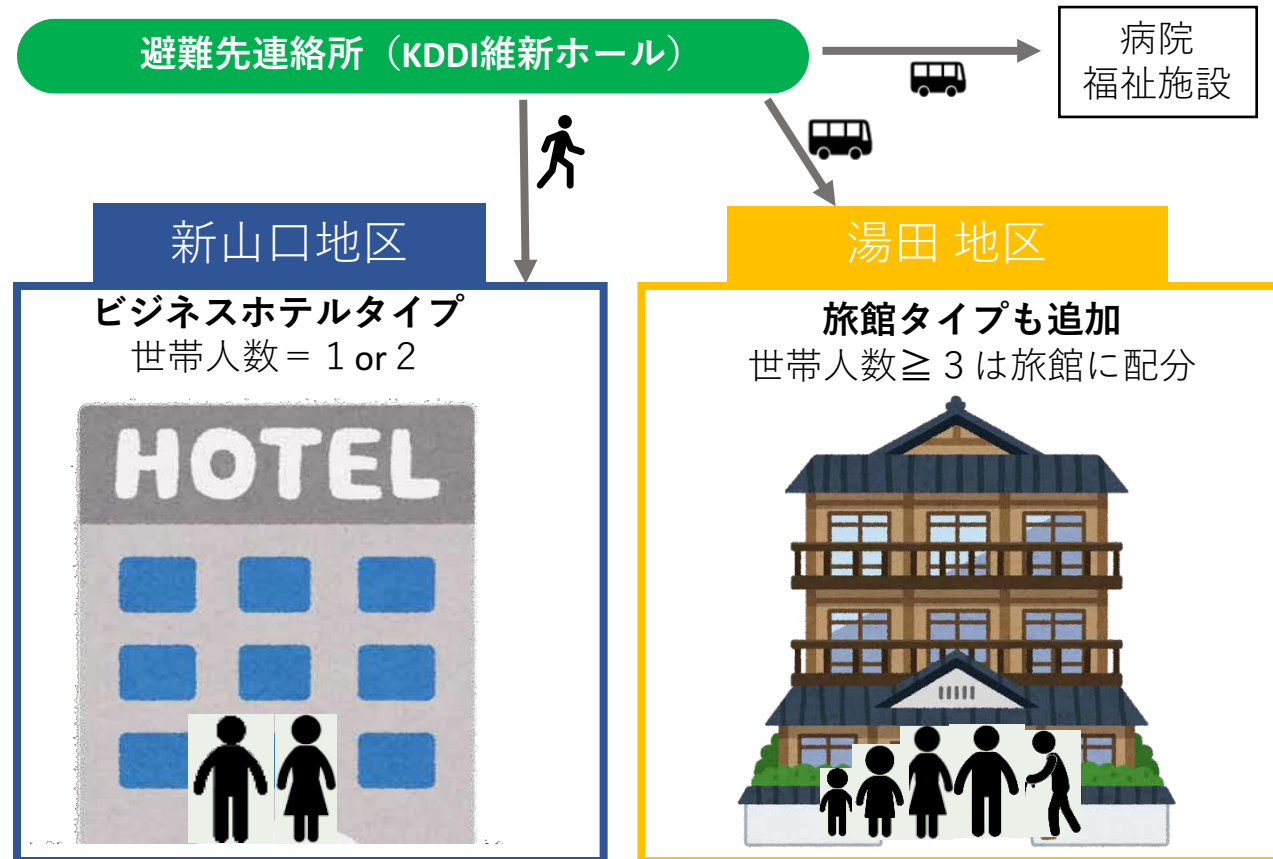
受入れの方法（全般的方針）

- 武力攻撃予測事態に先立つ緊迫期に避難元住民の家族構成等の基礎データを避難元自治体と共有。
- 避難先連絡所（KDDI維新ホール）を設置し、避難住民等の受付を行い、事前に決定していた宿泊施設へ輸送。
- 世帯人数の構成に基づきホテルの割り振りを検討する。
- 割り振りについては受入事業者等と連携を取りながら検討を進め、避難開始日に備える。

市内の宿泊施設への割り振りの基本的な考え方（右図参照）

- 宿泊先施設には県が確保した貸切バスでの移送を基本。
- 立地によっては徒歩。
- 単身or2人世帯はビジネスホテルタイプの宿泊施設に割り振り。
- 世帯人数が多い家庭は旅館タイプの宿泊施設に割り振り。
- 年齢構成や要配慮者については次年度以降の検討。

※滞在中の衣類の洗濯については周辺コインランドリーを案内



宿泊施設の供与について（４／４）白保小学校区住民・配宿計画

想定部屋数及び収容人数のキャパシティ

地域	和(室)	シングル(室)	ツイン(室)	その他(室)	部屋数合計(室)	収容人数(人)
湯田地区	269	232	123	84	708	約2,000
新山口地区	0	297	37	20	354	約400
その他 山口	24	64	10	8	106	約200

		世帯数	住民数(人)	地区	
白保小学 校区	単身世帯	364	364	新山口	シングル（297人/297室）
				湯田	シングル（67人/67室）
	2人世帯	214	428	新山口	ツイン・他（114人/57室）
				湯田	シングル(100人/100室)
				湯田	ツイン(214人/107室)
	3人世帯	83	249	湯田	和室 （781人/219室） ※6人以上世帯に2部屋設定
	4人世帯	52	208		
	5人世帯	32	160		
	6人世帯	18	108		
	7人世帯	8	56		
	計	771	1,573	※ 3人以上世帯数は193世帯	

宿泊人数

湯田地区 : 1,163人
新山口地区 : 410人

利用施設数

湯田地区 : 8
新山口地区 : 4



5 食品の給与及び飲料水の 供給について

考え方

- 食品の給与対象
ホテル旅館等に避難した住民。
- 飲料水の供給対象…避難により現に飲料水を得ることが出来ない者。
- 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで。
- 訓練上の仮想の設定として基準額内で食事の給与を可能とする（宿泊施設の基準額と同様）。
- 本制度は基準額の現金支給を妨げるものではないが、現金支給は次年度以降の検討とする。



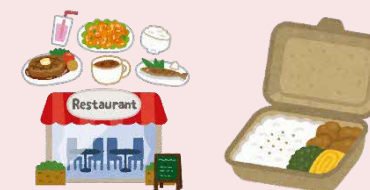
山口県国民保護計画救援マニュアル上の取り扱い

- 実施主体…県（厚政課等）・市町。
- 食品の給与について…対象者数の把握、物資の選定、各避難施設の振り分けについて考慮のうえ行うこと。
- 飲料水の供給方法について…飲料水の供給は備蓄物資による供給も可能。
- 支出できる範囲…主食、副食、燃料等の経費、水の購入費、給水設備の整備費。
- 県では「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を15団体以上と締結しており、食品の共有を要請することが可能（事象により個別に要請及び交渉）。

初期的な計画における検討

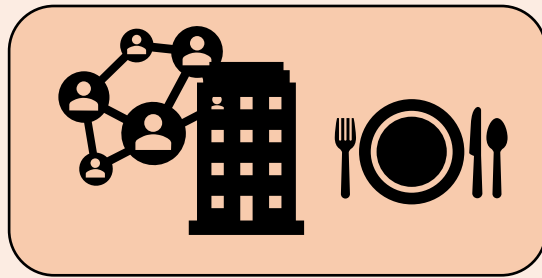
山口県の整理

- 原則として、**宿泊施設で3食提供**。
食堂や調理設備を備える宿泊施設は既存の設備を活用。
- 調理設備での提供ができない場合、**県が災害協定事業者の協力を仰ぎ、弁当等配送で対応**。
- 飲料水は、上水道利用のほか、必要に応じて、災害協定事業者の協力を仰ぎ、ペットボトル飲料も提供。



食品給与体制の確認

避難者数 (人)	内訳 (人)	滞在地区	施設数	食事の提供 施設
1, 5 7 3	1, 1 7 3	湯田	8	有り
	4 1 0	新山口	4	有り



初期的な計画において訓練の設定を行うに当たり、割り当てた宿泊施設について、全て食事の提供設備が備えられていることを確認。

食事の給与は宿泊施設の設備をもって行う

次年度以降検討課題

- 避難住民個別のアレルギーの把握と対処（弁当や一律の配食において個別対応困難）。
- アレルギーの対処及び避難先のメンタルケア（引きこもり対策や食事の楽しみ）を考慮し現金支給も視野。

参考

- 山口県災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

※ 山口県国民保護計画救援マニュアルに掲載

（今回の訓練の設定上、宿泊施設の食品給与では調達依頼・交渉は発生しない）



6 生活必需品

考え方

■被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、**急場をしのぐ被服、寝具、その他生活必需品**を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させることが目的。
- 「被服」としては外衣や肌着等の品が、「寝具」としては毛布や布団等の品が、「その他の生活必需品」としてはタオル、石鹸、歯磨き等の品が該当。

被服以外はホテル等のアメニティ・備品に相当

■避難住民一人あたりの携行物（令和5年度沖縄県訓練、モデル計画） バッグ1個＋身の回り品

（バッグは3辺の和が100cm以内／100席未満の航空機の場合）

【モデル計画で要望された生活必需品(例示)】

- ・洋服、シャツ、パンツ等の下着
- ・タオル、靴下、靴、サンダル等身の回り品
- ・石鹸、歯磨き粉、トイレットペーパー等の日用品
- ・乳幼児用紙オムツ、粉ミルク、離乳食、女性用生理用品、高齢者（大人用）オムツ、パッド



避難までは猶予期間あり。避難住民自身も物品を準備しているとの想定

- ・要配慮者の必要品（乳幼児用、高齢者用等）については、災害協定事業者の協力を検討する。また、数量等詳細については来年度以降に検討

初期的な計画における検討

山口県の整理

■ **被服以外**の生活必需品（寝具、タオル・洗面具等の日用品、衛生品）

山口市内のホテル・旅館のアメニティ等で対応

※本県の計画対象住民（1,573人）は全て、山口市内のホテル・旅館で受入れ
ホテル等のアメニティ・備品を生活必需品として提供依頼

■ **被服**（外衣、肌着等）

○ 災害協定事業者から協力（1,573人分の調達）を確保して対応

事業者と県との協定書（災害救助・物資調達）を活用

○ 調達量（ボリューム感）

・対象住民の男女別・年齢層 ※ 沖縄県公開データから試算

	年齢or属性	男	女	計
白 保 小学校区	0～4	39	38	77
	5～9	44	43	77
	10～14	44	44	88
	15～19	38	38	76
	成人①(20～59)	421	371	792
	成人②(60～)	224	239	463
				1573

・被服の季節別種類

冬服想定（重量があり、準備負担の大きい冬服で検討）

○ **運搬調整**…運搬可能日と車両搬入経路について県主体で避難先連絡所、事業者と調整

○ **集積、配付**…避難先連絡所に集積し、同所配置職員が出発時に配付

県：協定事業者に依頼
避難元提供データ使用

事業者：物資集約

県：搬入実施調整

事業者：物資搬入

【生活必需品】（被服） 給与又は貸与の流れ（3/3）

被服の調達について



- ・ 長袖シャツ
- ・ 半袖シャツ
- ・ 下着
- ・ 靴下
- + 機能性インナー

× 3 セット

県

- ・ 事前に避難元から提供された避難住民数、男女比構成、年齢構成に基づき必要数量を協定事業者に要請（事業者の用意する専用フォームに入力）

協定事業者

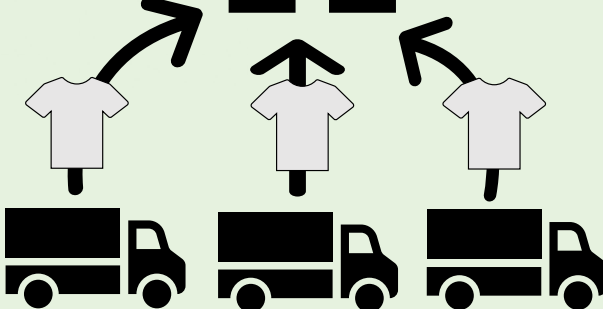
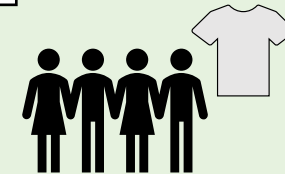
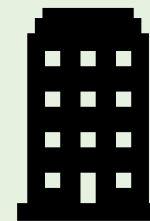
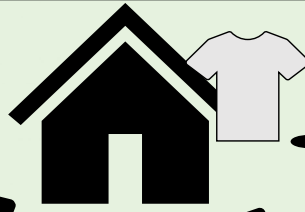
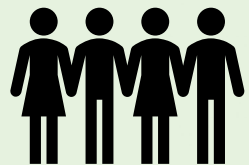
- ・ 要請内容に基づき調整
- ・ 内容を確定し物資集積
- ・ 搬入について経路、日時について調整し実施

※初期配布分以外も事業者が社内で定める支援継続期間内（個別事例による）において支援可能とのこと。

避難者

避難先連絡所
(KDDI維新ホール)

宿泊施設



- ・ 集積→配布
- ・ 滞在先での供給の2段階

- ・ 搬入経路
- ・ 搬入スケジュール
- 県が調整

滞在中アメニティ

- ・ 洗髪剤
- ・ ボディソープ
- ・ 歯ブラシ
- ・ タオル等

7 避難者の健康管理に係る 検討事項

考え方

- 医療の提供対象
 - ・ 避難の指示に基づく避難や武力攻撃災害により医療の途を失った者。（※ 平成25年10月内閣府告示第229号）
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握は救援の対象内。
- 医療の提供対象外
 - ・ 介護は国民保護上の医療の提供には当たらない。
 - ・ 傷病の治療と紐づかない診療や予防、防疫上の措置は医療の提供対象に当たらない。
- 支出できる範囲は応急に使用した薬剤や医療器具等の実費等。
- 助産については慣行料金の１００分の８０以内の額が支出の範囲。
- 提供期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで。



山口県国民保護計画救援マニュアル上の取り扱い

- 実施主体…県（医務保険課）・市町
- 医療の範囲…診察、薬剤又は治験材料の支給、処置（避難の影響により必要となったもの）等
- 医療において支出できる範囲…使用した薬剤、治験材料や破損した医療器具の修繕費等
- 助産の範囲…分べんの介助、分べん前後の処置
- 助産において支出できる範囲…使用した衛生材料費及び処置費用

初期的な計画における検討

山口県の整理

- 山口県内は平時の状態であり、医療機関等も通常どおり運営されているため、医療機関への外来受診により医療・助産を提供。
- 避難者に宿泊施設近隣の医療機関マップを配布。
- 避難生活を送る上での健康相談は避難先地域において体制を整備。
- 避難先連絡所や公的機関に健康相談窓口を設置。
- 県・市の保健師により宿泊先を対象とした健康管理を実施。



避難者の健康管理に係る検討事項（２／２） 訓練計画上の検討内容

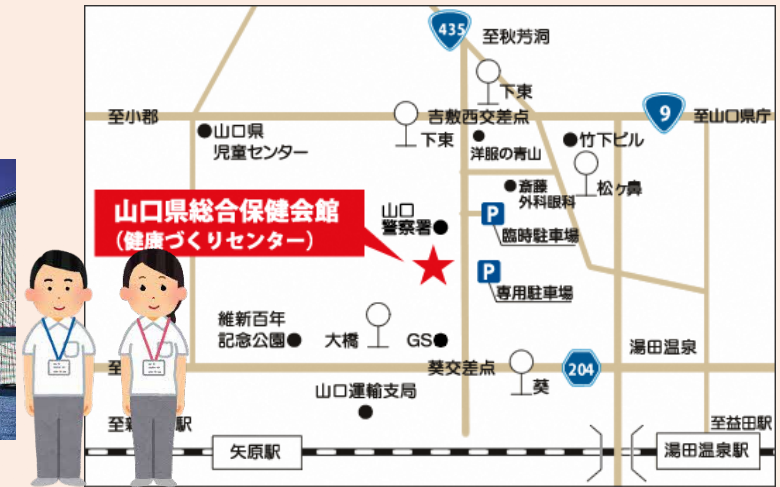
健康相談窓口

- ・ KDDI維新ホール（新山口周辺避難者向け）、山口県総合保健会館（湯田地区周辺避難者向け）に保健師を配置。
- ・ 面談及び電話にて健康相談を受け付ける。
- ・ 各箇所に１名ずつ配置（月～金）。

- ・ 人員配置は需要に応じ柔軟に対応
- ・ 避難先の市と協力



山口県総合保健会館



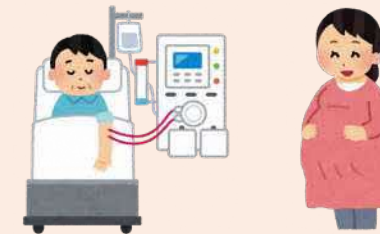
巡回健康相談

- ・ 巡回先の希望者を対象に健康相談を実施。
- ・ 宿泊施設に対し保健師４名程度で月～金曜日（平日）で巡回を行う。
- ・ 巡回の人員増減は需要に応じて柔軟に対応。

- 関係部署
- 厚政課、健康増進課
 - 各地域出先機関（健康福祉センター）

透析・助産

- 透析患者は世帯構成に関わらず、受診に配慮し湯田地区に割り当て。
- 避難開始前に助産を必要とする避難者を把握し、宿泊先について配慮を行う。



次年度以降課題

- 次年度以降検討を行っていく介護や障害者支援について整理(避難元自治体の行政機能)。
- 上記の行政機能が機能するために避難先の関係事業者（介護保険法・障害者支援法に基づく）との連携が不可欠。

8 通信設備の提供

電話その他の通信設備の提供

考え方

- 通信の提供とは「電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させる」こと。
- 国民保護法における費用負担の範囲は実費。
- 提供の期間は避難の指示があった日を始点と定め内閣総理大臣が定める日まで。
- この度の訓練において避難先地域は平時の通信体制を活用可能である。
- 通信設備の提供の対象となる場所は避難先連絡所及び避難先の宿泊所。
- 通信とは電話に限定せずインターネット通信も含む。

初期的な計画における検討

山口県の整理

主体	通信環境
避難先連絡所	・ KDDI維新ホールにおいて通信設備は整備済み。 
避難者宿泊先	・ 宿泊先全てにおいてフリーWi-Fi設備の利用が可能。 

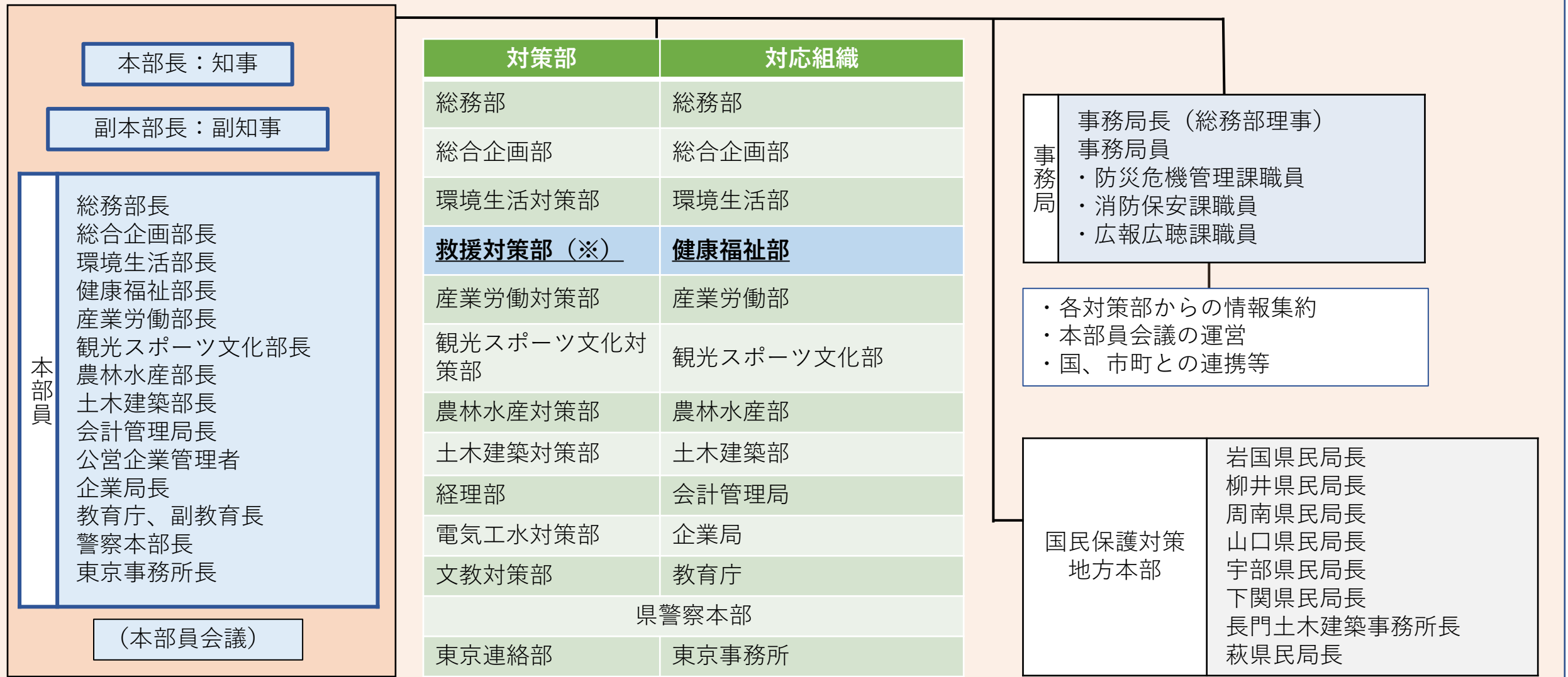
その他

通信事業者の協力により、通信設備（スマートフォン等）の貸与可。

9 参考：山口県国民保護対策本部の組織体制

参考：山口県国民保護対策本部の組織体制（１／２）全体図

・山口県国民保護対策本部設置基準：内閣総理大臣から、総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき通知を受けたとき（法２７条関係）



※ 救援対策部の所掌事務は次ページ参照

参考：山口県国民保護対策本部の組織体制（2/2） 救援事務について

部	班	担当課	所掌事務
救援対策部	救援総務	厚政課	・ 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 ・ 関係出先機関との連絡調整に関すること。 ・ 救援活動の実施に関すること。 ・ 避難施設の設営及び運営 ・ 関係出先機関の救援活動の指揮・支援 ・ 他部に対する応援要請 ・ 市町に対する救援活動の委任 ・ 市町の救援事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 ・ 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 ・ 日赤救護班等、救援に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 赤十字標章等の交付・使用許可に関すること。 ・ 社会福祉施設の応急対策に関すること。
	医務	医療政策課 医務保険課	・ 医療、助産及び救護に関すること。 ・ 県医師会等医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。 ・ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 ・ 医療ボランティアに関すること。 ・ 病院等における入院患者の安全確保に関すること。
	健康管理・ 防疫	健康増進課	・ 避難住民等の健康管理、保健相談に関すること。 ・ 防疫に関することや感染症が発生した場合における必要な措置に関すること。
	薬務	薬務課	・ 医薬品、医療機器、衛生器材の確保、供給に関すること。 ・ 血液の確保に関すること。 ・ 毒物、劇物等化学物質の保安、応急対策に関すること。 ・ 関係団体等との連絡調整に関すること。
	高齢者対策	長寿社会課	・ 高齢者の安全確保及び避難に係る市町の支援に関すること。 ・ 老人ホーム等関係施設との連絡調整に関すること。
	こども・子 育て	こども政策課 こども子育て	・ 保育所児童等の安全確保及び避難等に係る市町の支援に関すること。 ・ 保育所等関係施設との連絡調整に関すること。
	障害者対策	障害者支援課	・ 障害者の安全確保及び避難等に係る市町の支援に関すること ・ 障害者施設との連絡調整に関すること。

※要配慮者等については次年度以降の検討課題